

基安労発 0226 第 6 号
平成 27 年 2 月 26 日

都道府県労働局労働基準部
健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

「職場の健康診断実施強化月間」の取組結果及び次年度以降の実施等について

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」のロードマップにおいて「健診受診率の向上」が目標として掲げられたことから、その目標の達成に向け、平成 25 年度全国労働衛生週間準備期間に併せ、9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置づけ、集中的・重点的な指導を行ったところである。

また、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 においても同様に「健診受診率の向上」が目標として掲げられ、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、本年度も労働衛生週間準備期間である 9 月を強化月間と位置づけ、集中的・重点的な指導を行うこととしたところである。

本取組については、平成 26 年 8 月 7 日付け基安発 0807 第 1 号「「職場の健康診断実施強化月間」の実施について」により、その取組内容等を指示し、その取組結果報告については、平成 26 年 8 月 7 日付け基安発 0807 第 5 号「「職場の健康診断実施強化月間」の実施に係る取組結果の報告等について」に基づき指示したところである。

今般、今年度の本取組結果について、別添のとおりとりまとめたので参考とされたい。

また、本取組については、平成 27 年 2 月 19 日付け基安発 0219 第 1 号「安全衛生業務の推進について」（以下、「安衛留意通達」という。）においても示しているとおり、平成 27 年度においても同様の取組を行う予定であり、別途指示する予定であるので留意されたい。

また、安衛留意通達でも示しているところであるが、強化月間中に限らず、全国保険協会等関係団体との連携を図りながら、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく事業者から医療保険者への健康診断結果の情報提供に関する義務の周知を図られたい。

「職場の健康診断実施強化月間」(平成26年9月)の取組結果

指導・啓発の実施(集団指導・個別指導・監督指導)回数(力所)	14,599
事業場数(力所)	52,948
うち、指導・監督指導事業場数(定期健康診断未実施事業場数)(力所)	1,111

<具体的な取り組み状況>

1 集団指導実施結果

実施回数(回)	614
延べ実施事業場数(力所)	38,951
(再掲)小規模事業場数(力所)	18,583
定期健康診断未実施事業場数(力所)	422
うち改善結果確認事業場数(力所)(平成26年12月1日現在)	169

2 個別指導実施結果

実施回数(回)	1,866
延べ実施事業場数(力所)	1,878
(再掲)小規模事業場数(力所)	1,158
定期健康診断未実施事業場数(力所)	92
うち改善結果確認事業場数(力所)(平成26年12月1日現在)	68

3 監督指導結果

監督指導件数(期間中の全監督件数)	12,119
うち、指導・監督事業場数(定期健康診断未実施事業場数)(力所)	597

※監督指導における安衛則44条1項違反件数を計上。

4 その他の取組

各種会議等での講演(回)	198
広報誌等への掲載(回)	68

その他、リーフレットの作成・周知、定例記者懇談会等における報道機関への発表・説明、防災団体等によるパトロールでの周知啓発、要請等を実施。

5 その他

公益社団法人全国労働衛生団体連合会において、リーフレット(平成26年度「心とからだの健康推進運動」(114,000部))を作成し、会員機関等を通じて事業場等に配布し、健康診断の実施等について啓発を行った。